平成２６年（フ）第２１５６号
埼玉県三郷市栄１―272―１　コーポ栄Ⅱ201、住民票上の住所東京都足立区南花畑２丁目39―18
破産者　小谷野明弘
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２１８４号
東京都板橋区中台３丁目27番Ｂ―1406号
破産者　有限会社むすびや
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２２００号
千葉県市川市相之川２丁目11番20号
破産者　有限会社エム電工設備
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２２０１号
千葉県市川市相之川２丁目１―１―103、住民票上の住所千葉県市川市相之川２丁目11―20
破産者　松本　隆徳
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２２１２号
東京都新宿区大久保２丁目２―15―603
破産者　楠田　宗弘
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２２１３号
東京都世田谷区喜多見５丁目14番23号
破産者　株式会社ナコム
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２２７２号
神奈川県足柄上郡大井町金手８番10号
破産者　紅亀屋有限会社
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２２７３号
東京都江戸川区鹿骨６丁目５―６―203
破産者　川口　　豊
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２３９９号
千葉県千葉市若葉区桜木４丁目12―７―105
破産者　瀬口　正夫
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３１０７号
神奈川県厚木市毛利台１丁目19―５―44
破産者　高野　忠久
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３１０８号
神奈川県厚木市毛利台１丁目19―５―44
破産者　高野　弘子
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３１１５号
東京都八王子市万町186―４―204
破産者　辻元　竜天
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３１２９号
神奈川県川崎市中原区上小田中６丁目56―１―503
破産者　野本　剛史
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３１５１号
東京都板橋区成増４丁目３―10　モアクレスト西山２番館201
破産者　佐々木俊介
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３１７１号
東京都板橋区赤塚７丁目22―14―203
破産者　村田　明紀
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２０１号
東京都足立区加平３丁目６―19
破産者　岡本麻佑美
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２６２号
東京都豊島区池袋本町２丁目２―17―105
破産者　芳賀　金美
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２８１号
千葉県浦安市入船６丁目１―1321
破産者　小林　　賢
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２８３号
東京都豊島区池袋本町４―47―12―1211、住民票上の住所東京都台東区池之端２丁目１―35―2005
破産者　梨本　博矛
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２９９号
東京都足立区谷在家３丁目22―11―306
破産者　村上真理子（旧姓宗）
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３２０号
千葉県市川市大洲４丁目８―11―202、開始決定時の住所千葉県市川市大洲４丁目15―５―203
破産者　天野　英善
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部